

ブロードバンド基盤整備のための地方公共団体による支援措置(平成17年度)

参考3

1. 都道府県
17年度

平成17年3月調査

番号	都道府県名	対象サービス				支援内容			事業内容
		F T T H	A D S L	C A T V	無 線	市 町 村 整 備	事 業 者 整 備	そ の 他	
1	岩手県		○		☆	○☆	○☆	○☆	事業者のADSL整備(事業者1/2、県1/4、町村1/4)、町村の無線整備(県1/2、町村1/2)
2	秋田県		○				○	○	平成16年度と同一
3	茨城県	◎					◎	◎	補助率 1/4(上限1,500千円)(県1/4+市町村1/4=1/2→電気通信事業者)
4	新潟県		○				○	○	市町村が電気通信業者に補助した額の1/2 交付上限額:補助対象経費の1/4又は以下のいずれか低い額 (簡易局舎を整備する場合)7,000千円(簡易局舎を整備しない場合)5,000千円
5	福井県		○				○	○	市町村が補助した額の1/2(上限500万円)
6	静岡県		○				○	○	送受信装置整備(DSLAM、スプリッタ、伝送装置、空調装置、電源装置、端子板、監視・制御装置、ラック)、簡易局舎整備、付帯工事
7	岐阜県			●		●	●	●	市町村振興補助金については、まだ事業募集がされていないため未定。
8	滋賀県			●		●		●	補助率:市町村に対して定額(補助限度額:1市町村あたり4,000千円)
9	京都府	◎	○	●	☆	◎○●☆		○	平成16年度に同じ ADSL装置の設置等
10	兵庫県		○※1	●※2	☆※1	●※2	○☆※1	○●	※1:ブロードバンド100%整備プログラム 補助対象:ADSL通信設備及び無線通信設備 補助率:ADSL・無線:市町村補助額の1/2(補助限度額:1箇所あたり7,500千円) ※2:ケーブルテレビ施設整備支援事業 補助対象:ケーブルテレビの放送・通信サービスに必要なセンター施設、送受信設備、伝送路設備等 補助率:補助対象経費の1/10
11	奈良県			○			○	○	平成16年度に同じ
12	和歌山県		○	●			●	●	CATV 事業主体である第3セクターに対して1/2(国1/4、市町村1/8、県1/8)
13	岡山県		○		☆		○☆	○☆	対象設備:DSLセンター、回線接続装置などの機器設置費用、簡易局舎設備等 補助率:市町村が接続業者に補助した額の1/2(限度額:1市町村あたり20,000千円)
14	広島県				☆			☆	補助対象:16年度に確立・実用化した高速無線技術を活用した整備手法導入への取組経費 補助率:取組みに要する経費の1/2(限度額:1,000千円)
15	山口県		○	●			○●		県が整備した高速通信網である「やまぐち情報スーパーネットワーク」を通信事業者等に対し利用提供することにより、県内のブロードバンド環境基盤の整備を促進する。
	山口県			●			●	●	第3セクターのケーブルテレビ施設整備に対して補助を行う市町村に対して補助を行う (国:1/4 県:1/8 市町村:1/8 CATV事業者:1/2)
16	高知県		○				○		地域づくり支援課所管の「高知県元気の出る市町村総合補助金」(補助率1/2以内)で1村に対して整備の支援を予定(詳細は未定)
17	愛媛県		○				○	○	平成16年度と同じ 2箇所 3,000千円×2箇所=6,000千円
18	徳島県	◎					◎	◎	補助先:市町村 補助対象:設備費 補助率:補助対象経費の1/6に相当する額
19	福岡県								県内にふくおかギガビットハイウェイ(IP-VPN網)を整備し、ISP等民間業者に開放しており、FTTHやCATVインターネット等のサービス地域拡大のために利用することが可能である。
20	宮崎県		○		☆		○☆	○☆	○ADSL接続サービスを提供するために必要な機器、装置及び設置費、附帯工事費、ボックス局舎改修費等 ○無線による接続サービスを提供するために必要な機器、装置及び設置費、附帯工事費 (1)200契約以上の場合 県1/4 市町村1/4 通信事業者1/2 県補助額の上限 4,500千円 (2)100~200契約未満の場合 県1/3 市町村1/3 通信事業者1/3 県補助額の上限 6,000千円 (3)100契約未満の場合 県2/5 市町村2/5 通信事業者1/5 県補助額の上限 7,000千円
21	鹿児島県		○				○	○	補助対象:DSLAM、スプリッタ、ルータ等 市町村補助額の1/2(補助限度額:1箇所あたり3,750千円~7,500千円、交換局の端子数に応じて変わる)
21 自治体 合計		3	14	8	6	8	16	1	